

おおたけ 市議会だより

OTAKE CITY

No.166
2011
(平成 23 年)

8



も く じ

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| ◆第2回市議会（定例会）…………… 2 ページ | ◆一般質問 …………… 8 ページ |
| ◆審議結果表 …………… 6 ページ | ◆議会日誌・議会来訪 …………… 13 ページ |
| ◆特別委員会中間報告 …………… 6 ページ | ◆あとがき …………… 14 ページ |

平成23年

第2回市議会（定例会）

会期6月1日～6月13日

会期中に、条例案2件（原案可決1件・原案否決1件）、継続案件1件（原案可決）、人事同意案件4件・推薦1件・承認2件、陳情2件（継続審査）、請願1件（採択）、意見書2件、報告5件の議案審議をしました。

総務文教委員会に
付託された議案●大竹市消防団員の定員、
任免、給与、服務に関する
条例の一部改正について

Q 今後、消防団についてどのような充実・強化をするか伺う。

A 若年層に消防の活動・重要性をPRする事が、職・団員の増員につながっていくと考える。消防団と共に取り組みかたについて協議していくことも今後の課題となる。

※討論はなく、採決の結果、
原案のとおり可決

●議会の議員の議員報酬及び
費用弁償等に関する条例の
一部改正について

平成23年5月25日、市長に、
4,039名の署名を添えて、条例一部改正の直接請求がされました。

請求代表者 見上 博之氏
大田 征洋氏

【直接請求の内容】

現在、大竹市では常勤の市長等の期末手当は「給料月額額の20%を増した額」を基準額としているが、この加算を、非常勤である議員の期末手当にも適用している。これは、地方自治法に反して違法と考えられる。

条例を改正し、議員のボーナス20%加算を廃止するべきである。

Q 大竹市特別職報酬等審議会で議員報酬の総額の議論があったか伺う。

A 答申は同規模市との比較において大竹市議員報酬はやや上位にあるが、報酬総額や活動経費の削減に格段の努力を行っているというものであった。

Q 公務員の期末手当加算措置が、非常勤の議員に適用される根拠について伺う。また、20%加算の必要性について伺う。

A 期末手当について一般職と同じにする根拠はないが、国・県・他の地方公共団体を参考に支給方法、計算方法を定めている。20%加算は県内の全市・あるいは全国で当時導入しており、それに準じての提案である。

Q 議員が定例会・委員会で来庁する以外に、どのくらい市役所に来庁し、活動しているのか、把握しているのかを伺う。

A 時間、日数を費やし委員会開催に関しての情報収集をしていると確

信している。多くの日数に多くの議員が来所し調査を行い、あるいは電話での照会を行っている。

Q 議員をしながら、常勤の勤務に就くことが可能か伺う。

A 突発的に議会が開催されることもあることから、議員活動する上では常勤の勤務は難しいと考える。

Q この度の直接請求において、加算措置の導入は管理職手当であり違法であるとするが、執行部としての見解を伺う。

A 条例を制定しその中で期末手当の支給方法を定めている。管理職手当でなく、期末手当の支給方法について規定されており違法でないと考えている。

「直接請求制度とは」
（条例の制定または改廃の場合）

有権者が、総数の50分の1以上の連署をもって、条例の制定、改廃などを普通地方公共団体に對して請求できる制度のこと。

参考人（請求代表者） 見上博之氏への質疑

Q 委員会に出席し意見を述べることにしている感想を伺う。

A 参考人として出ることはやるべきでない、次の人が出にくいと思う。

Q 違法の可能性があると請求の要旨に記載があるが、請求代表者の意見を伺う。

A 違法、だとか、違法でないとかはよくわからない。これから論争は続くと思う。20%加算を何カ所か無くしており、市独自のものとして無くしても良いと思う。

Q 署名活動の感想を伺う。また、改選後の新たな議員で審議することについてはどう考えるか伺う。

A 半月で4,039名の署名を集めることができ、財政建て直しや議会改革に市民の期待・関心が大きいと感じた。任期については考えていない。

Q 議会費トータルコスト削減のための定数削減、政務調査費25%カットについての認識見解を伺う。

A そこまでよく知らないので答えることはできない。

◆参考人質疑後の継続審査の申し出

○「違法という記述は重大なことである。司法の場を通じて結論をいただきたい」

○「第三者機関の意見を求め、期末手当について審議する条例も必要」

○「市議選後の新体制で議会での判断を委ねることもできるのでは」

○「報酬、費用弁償、期末手当などトータル面で考え、今後研究会で精査する必要があると考える」

採決へ

継続審査の申し出は否決

討論へ

【賛成討論】

○「条例改正は民意である。結果を真摯に受け止めるならば、加算措置を廃止すべきである」

【反対討論（3名）の一部】

○「署名については真摯に受け止めているが、志がある若い世代が立候補できる環境を作ること役目であるし、議会費削減をしてきたことを市民に知っていただく必要もある」

※ 討論後、採決の結果

賛成少数で否決

本会議へ

【賛成討論】

○「議会と行政は市民の声を真剣に受け止め、20%加算廃止の議案を可決し市民の期待に答えるべきである」

○「市民の生活実感と合わせるのが妥当である。署名結果を議員に対する厳しい評価と受け止め、議員報酬に関する議論の前提として、期末手当の減額はその一歩である」

○「政治姿勢として自らの行財政改革に取り組み、市民への負担軽減をはかり、市民の負託に答えるべきである」

【反対討論】

○「請求代表者自身違法かどうかかわからないとする署名活動に疑問を感じる。議会に不信感をうえつけようとする、市議選に向けてのネガティブキャンペーンではないか」

○「加算は違法にあたらない。偏った内容の署名活動であり、市民が議会改革の実情を理解した上での署名であるとは思えない」

○「これまでもトータルでの議会費の抑制を行っている。今後も議会改革研究会等での検討テーマであるにとらえている」

○「20%加算について正確な情報が市民に伝わっていないと考える。市民をかく乱する内容のチラシの配布はやめてもらいたい。今後も議会改革を進めて行きたい」

○「報酬比較する上にも根本となる議会・議員とは何かを議会改革を通して明確にするべきである。他の議案と同等に公正に取り扱い結論を得た」

○「違法性が不明瞭とする直接請求代表者の発言内容は署名者の大儀に相反する。違法性について明確になれば審議の必要も条令化も無いはずである。法的根拠を求める」

本会議で採決の結果
賛成少数で否決

生活環境委員会に
付託された議案●訴えの提起について
(3月議会からの継続案件)

議案(訴えの提起)の概要

都市計画道路南栄下白石線・油見中市線の施工に支障となる市所有倉庫の撤去を可能にする民事訴訟を起すために、議決を求めるもの。倉庫内にある相手方の所有物の移転、明け渡しなどを要求する。

これまでの経緯

昭和32年に南栄下白石線は都市計画決定された。計画と施工との差異から相手方と交渉が難航。昭和51年に計画変更手続きを経て、昭和61年、事業用地・物件を収用、市の所有となった。相手方は、これらの無効等を訴え、県知事・県収用委員会を提訴。平成11年、最高裁判所判決により、県側の勝訴が確定した。その後、相手方と明け渡しなどの交渉が続いたが、解決していない。

Q 南栄下白石線について、昭和50年9月17日と19日の市議会建設委員協議会で執行部から示された迂回案を委員側が了承しているが、翌年の

協議会は説明なく一方的に直線案に戻す決定をした通告の場になっている。理由を伺う。

A 昭和62年3月24日の裁判の中で証人調書によると『建設協議会で了解された曲げる案を相手に伝えたところ、隅切り部分がかかるので、今までの行きがかり上協力することできない。昭和32年の計画決定どおりに作ってほしいと言われた』となっている。その後の話し合いについては、11月上旬から12月下旬まで約7回にわたり行われ最終的には、どちらの案でも協力してもらえないということであれば、市が考えている最も良いと思われる直線案で行くと決断したと証言記録にある。



Q 3月議会で継続審査となる中で、もう一度この3カ月の間に相手方と話し合いをしていただきたいという意見があったが、話し合いの結果はどうであったのか伺う。

A 4月25日に担当課3名で伺い本人に会うことができたが、忙しいということで時間がとれず、挨拶をしただけであった。5月13日に市長含め4名で再度訪問をしたが留守のため、身内に挨拶をしただけであった。

Q 手続きにミスがあったと答弁されているが、地方裁判所判決文では、「県施工区間及び市施工区間の都市計画事業は違法という他はない」という表現をされている。違法な事業をしたという理解でよいのかを伺う。

A 地裁の判決では、「事業の実施内容に一致させる変更決定が直ちに違法ではない」ということで認識している。都市計画の変更が必要な場合は事業着手前に変更の手続きを行う必要があると認識している。

Q 地裁の判決では、直ちに違法とはいえないとされているという答弁

であったが、高等裁判所の判決文では、地裁の判決のこの部分に関しては訂正などされていないので事業をしてしまったことに対しては違法と認識している。市も違法であると認めるべきではないのか。

A 1審、2審、最高裁の判決を見るなかで最高裁の判決がすべてと思っている。軽易な変更と事務手続き上のミスということで違法性はないと思っている。

委員会として現地調査を
終了後、質疑を続行

Q 何故、倉庫を収用したのか。また、以前、執行部から供託金の時効について説明があったが、調査したところ時効ではないと考えている。執行部の考えを問う。

A 収用する土地に物件がある場合は、移転料補償をするが、例外規定として土地収用法第79条の移転料が物件の価格より高い場合は、物件の収用を請求することができるという根拠法の中で建物の買い取りを行っている。また、供託金の時効の問題は、広島法務局に確認すると『民法では時効について決まりがあるが、

現実の問題については個々のケースがあるので答えられない。あくまでも本人から請求があつてから時効に該当するのか判断をすることになる」ということであつた。

Q 現地を調査し感じたことは、残り約30mについて、現行、幅員が12mである計画を8mに変えて実施することはできないのか。また、都市計画道路をやめて市独自で幅員4mの道路を作るということを考えたことがあるのか伺う。

A 幅員の変更については、市の都市計画道路網を構築する上で、(幅員が)12m必要であるということと決定をしているため8mに変更をすることはできないと考えている。また、その計画に基づき、すでに土地も収用しているため、都市計画道路の変更も、廃止もできない。

Q 事務手続きを怠つたということが行政としてのミスだったという説明に終わっているが、起点終点は変わってはいけなと条文に規定されている。そういうことを含めて単に手続き上のミスであると解釈しているのならば大変なことであるが、認識を問う。

A これまで、軽微な変更という言い訳の中で、やり方を終始しようとした。そこについて重大な瑕疵があつたということは先輩方も認めてきている。全てを踏まえた上で、裁判では、後から追認した都市計画街路の変更について認めるという結果が出ています。判決が出る前に土地は収用し、市所有となつていてという重大な事実の中で、これから先どのようにやっていくかは司法の手に委ねるといふ方法を提案している。行政として、今後はこういうことがないように、言い訳づくりの行政でないやり方をやっていこうと確認をしている。

Q 先日の協議会に相手方を招き意見を聞いた。相手方も道路が必要という認識はされているが、昭和32年の計画に戻してもらいたいということが本人の意向のように感じる。もし、訴えを提起されたとしても、和解を前提にした訴えの提起をしてもらえるのか意見を伺う。

A 訴えることそのものではなく、解決をしたいということが目的である。相手方に行政側が一方的に決めた道路で長年大変な迷惑を掛けているということを考えたときに、何とか調停になり得たらと考えている。

法律で許される範囲の中で最大限努力をしたいと考えている。

質疑を終結し、委員から委員会の意思として、また、議会の意思として、附帯決議をしてはどうか、との提案があつた。

※採決の結果、附帯決議を付して原案のとおり可決

〔附帯決議〕

市長は、本市の道路行政において、過去にあった都市計画法に反する行為を認め、また、解決に長期の時間を要しているため、相手方に苦痛を与え、周辺住民に不便を強いてきた。これらの経緯を踏まえ、

◇市長は相手方の名誉回復と早期和解に向けて最大限の努力をすること。

◇市長は議会に対し、本件の経過を、適宜、報告をすること。

〔附帯決議とは〕

議会または委員会における事件の議決にあたって、その事件について付随的に付けられる意見又は要望の決議のこと。

〔反対討論〕

○「相手方と和解に向けた協議をすべきである。法的な争いは長期化する。行政の理不尽な行いを認めるべき。市民を訴えることは強制執行を盾に和解を迫ることになる」

〔賛成討論〕

○「生活環境委員は皆、和解を望んでいる。附帯決議を決議で終わらせること無く、経過を見守る必要がある。可決でも和解の道は残っている」

○「長年協議してきた結果、法に判断してもらふ議案。これまでの委員会審議で情報公開が進められ、現地視察までできた。今回初めて道路行政の誤りを認めた事を評価する」

本会議で採決の結果 原案のとおり可決



南栄下白石線

第2回市議会（定例会）議案の審議結果表

	議案など	西川健三	乃美晴一	児玉朋也	北林隆	山田晟彰	山崎年一	細川雅子	日域究	上野克己	寺岡公章	原田博	二階堂博	広岡巧	田中実穂	岡部健三	山本孝三	審議結果
議案第14号	訴えの提起について	—	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	原案可決
決議案第1号	議案14号訴えの提起についてに対する付帯決議	—	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	原案可決
議案第41号	大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	原案可決
議案第42号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	—	●	●	●	●	○	○	●	●	●	●	●	●	●	欠席	○	原案否決

この表は本会議で採決のあと、本人の申告にもとづいて作成したものです。 —:議長 ○:賛成 ●:賛成でない

請願・陳情・意見書

●TPP交渉に関する意見書の採択を求める陳情

—継続審査—

●安心・安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所及びダム管理所等の拡充・存続を求める意見書の採択を求める陳情

—継続審査—

●地方財政の充実・強化を求める意見書について

東日本大震災によって、東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受けた。今後は、自治体を中心となった復興が求められる。地方自治体が高齢化が重要となっており、2012年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて必要な対策を求める。

—採択—

●公立学校施設における防災機能の整備推進を求める意見書

（提出先 内閣総理大臣・文部科学大臣・国土交通大臣・総務大臣）

「岩国大竹道路対策特別委員会」中間報告

本特別委員会は、国道2号の岩国大竹間の渋滞解消に向け、国の直轄事業である岩国大竹道路建設事業に伴う諸問題を解決することを目的とし、平成15年9月に設置されました。

これまでの審議の経過と現在の状況についてご報告申し上げます。

本事業は平成17年から用地買収に着手し、平成21年8月末で、面積で31・8%、契約金額では45・5%の進捗率でした。買収予定地はトンネル坑口予定近くの御園台地区から黒川1丁目地区です。当該地には複数の商店が含まれ、移転先となる晴海の第一公園の宅地整備については、近隣の地域の皆様や公園利用者に十分配慮した開発となるよう、慎重に審査して取り組んで参りました。

また、代替地として用意した晴海1丁目分譲地については、平成21年12月の委員会でも、申し込み資格を緩和し、さらに、平成22年3月の委員会では、一般への分譲も行っているとの報告がされています。平成23年4月時点で45区画中21区画が分譲済みですが、早期完売にむけて更なる努力が求められます。

平成23年度は東日本大震災の影響で、財源の確保が懸念されていますが、現在のところ減額の連絡は無し

いとの報告です。

本特別委員会において、元町地区の地図訂正、市営住宅御園2号棟、3号棟の移転と整備、道路の設計とまちづくりの関係など懸念事項が指摘されていますが、今後も事業の長期化に伴い様々な問題が生じることが予想されます。

本事業は、小方地区のまちづくりとは密接な関係になることから、まちづくり対策特別委員会の審査と並行しながら進めた審査もありました。審査にあたっては、不安を抱えていると思われる多くの地権者や立ち退き者の立場を尊重してまいりましたが、この2年間、私ども10名の委員に賜りました市当局をはじめとする関係各位のご協力に對しまして、心より感謝申し上げます。

岩国大竹道路対策特別委員会

委員長 細川雅子
副委員長 児玉朋也
西川健三 日域 究
上野克己 寺岡公章
二階堂博 広岡 巧
岡部健三 山本孝三

「安心安全対策特別委員会」 中間報告

大竹市議会では、平成20年9月議会におきまして、安心安全対策特別委員会を設置し、安心安全対策の一環である再編交付金関係の事業について議会の意思を確立させていく事としました。

本特別委員会は平成21年9月議会以降、21回の会議を開催してきました。今定例会までの本特別委員会における協議の過程をご報告申し上げます。

まず、前委員長の下、委員各位および委員外議員から提案、プレゼンテーションされた事業24項目について、委員相互で質疑応答を繰り返し、各提案に関する委員の共通認識を図りました。次に委員個々の判断を数値化したワークシートを作成して、先の24項目から優先的に検討する5項目まで絞り込み、その後、委員同士の討議を重ねて事業の成熟度を高め、委員会の総意としての企画書及び意見書としました。

平成22年12月議会において、本会議に4件の企画書と2件の意見書を添付し、再編交付金使途事業計画に関する決議文を提出、ご承認をいただき、市長に対して議会の意思を公式に表明するに至っております。

今後の運営につきましては、市民

の安心・安全対策について十分な協議を行うために設置されたという本特別委員会の趣旨と、決議文の内容、協議の過程を踏まえまして、次期特別委員会に引き継ぎたいと考えます。

以上、本委員会での積極的な議論にご協力いただいた委員、議員各位、さらには市長をはじめとする執行部各位のご協力に心より感謝を申し上げます、皆さまへのご報告といたします。

○企画書

住宅取得助成制度1
住宅取得助成制度2
妊婦さん通院補助
学校給食無料化

○意見書

小児医療施設の充実
西医療センターの充実

安心安全対策特別委員会

委員長 寺岡公章
副委員長 山田晟彰
乃美晴一 北林 隆
山崎年一 細川雅子
日域 究 上野克己
原田 博 田中実穂

「まちづくり対策特別委員会」 中間報告

まちづくり対策特別委員会にとりましては、昨年12月定例会において中間報告を行っておりますので、その後の状況のみにとどめさせていただき、ご報告とさせていただきます。

まずは、「晴海臨海公園」につきましては、ゾーニングの設定後、執行部より基本構想の説明を受けております。

基本構想では、上位計画に第五次総合計画、都市計画マスタープラン、地域防災計画などを挙げ、これらの計画や、地域の要望などから、キーワードを見つけ、5つの基本方針を導きだしています。これらの方針を実現するための主な導入施設としましては、野球場、テニスコート、多目的広場、管理棟などであり、ゾーニングに従い配置をし、整備されていく構想でございます。

「地域のまちづくり」については、試行錯誤の結果、大竹駅周辺に高い優先順位があるという結論に至りました。

大竹駅周辺に関して、これまでの会派からの意見、また、協議の過程において委員から発言された意見については、「土地の利用」「利便性」「駅舎」と3つに分類することができま

これらの意見は財政的な問題は考慮されていませんが、各委員が地域での活動や、生活の中で捉えた意見として、大竹駅周辺において何が必要なのかを表していると考えることができます。

当委員会では、設置当初から「政策を提案する」ということを目標として運営してまいりました。結果として、政策を提案するに至りませんでした。が、これまで当委員会に提案されました様々な意見は、「今後の役に立てば」との思いから中間報告書にまとめ、議長に報告をいたしております。

最後に、私も8名の委員に対しまして賜りました各議員、執行部のご協力に心より感謝を申し上げますとともに、今後のご協力についてもお願い申し上げます。

まちづくり対策特別委員会

委員長 上野克己
副委員長 寺岡公章
乃美晴一 児玉朋也
日域 究 広岡 巧
岡部健三 山本孝三

一般質問

市政に対する質問・提言

質問者 寺岡 公章

第五次大竹市総合計画(わがまちプラン)の普及について

様々な方法で、まちづくりの理念を広めていきたい

問 プランの基本理念には、「誇りや愛着を持つためには、行政主体や他人任せではなく、市民自らがまちづくりを自分の問題として捉え、考え、そして行動する市民自治の精神を養うことが重要です」というフレーズが刻まれています。

また、前期基本計画には、全ての取り組みに行動目標として「市が担うこと」と「市民が担うこと」が記されており、役割り分担をしながら、協働して大竹市を盛り立てていくという決意がうかがえます。

このように、市民の協力がプラン全体の根底に流れています。これには、市民の側が、何を協力すべきか知らなければ、何も協力のしようがないという側面が考えられます。わがまちプランの周知、普及の工程、また、その確認方法をお示しください。

答 わがまちプランが目指している姿は、同じ目標に向かって市民と行政それぞれが役割を持ち、一緒に実行していく協働のまちづくりです。



わがまちプランを知ってもらう施策としては、わがまちプラン全文のホームページへの掲載、人が集まる地区集会所や市の施設への冊子の設置、市広報での紹介、市民普及版の全戸配付などを考えています。

そして担当部署それぞれで、施策を展開する中で、協働の理念を織り込み、市民と一緒に考えながら、その時々にあつた役割を探していくことが、周知に対して最も効果的ではないかと思っています。

また議員活動の中でも、わがまちプランの理念や取り組みについて、広めていただければと思います。

周知の確認方法としては、幸せ感に関するアンケートの中で、「大竹が好きですか」という質問を設けようと考えています。好きな理由に、人や地域のつながりといった言葉が多く見られるようになれば、間接的に市民に担うことの実践度も上がっているのではないかと考えています。

質問者 山本 孝三

非核平和の取り組みについて

これからも地道な活動を続けたい

問 今年も世界で唯一原爆による犠牲を受けた8月6日を迎え、新しい時代を迎える日となった8月15日、終戦の日が間近です。それから66年、今、社会は高齢化が進み、当時に生き、体験した人々も少なくなりました。核兵器による犠牲も、戦争体験も世界の人々の教訓として語り継がなければなりません。非核平和の世論が政治を動かすまでに高まっています。平和行政の持続的発展にむけ、その取り組みを伺います。

答 世界平和を願う気持ち、また地球上から大量破壊兵器や核がなくなつてほしいと願う気持ちは同じです。行政としてできる幾つかの取り組みや平和教育を継続して行っています。平和核軍縮への取り組みは、一自治体では抱えきれないほどの大きな問題ですので、日本非核宣言自治体協議会の構成メンバーにもなっています。これらの団体の取り組みも利用しながらこれからも地道な活動を続けたいと考えています。

社会教育施設の整備、拡充について

避難所となる施設の耐震化は、重要であると考えています

問 総合市民会館は耐震性に欠け、大竹会館、玖波公民館、栄公民館など老朽化が進んでいます。これらの施設と併せて、市立図書館の整備は、改築・建替えを含め、第五次総合計画にどう位置付けられていますか。

社会教育施設は、災害時の避難場所に指定されています。総合計画の前期5カ年の中には、これら施設の整備計画は含まれていませんが、優先順位を考えれば急ぐべき整備事業ではないでしょうか。

答 総合市民会館、総合体育館、図書館については、使い勝手のよい施設のあり方について、また、栄公民館、玖波公民館、小方公民館、大竹会館については、これらの施設の地域における役割を今年度協議します。

避難所となる施設の耐震化は、極めて重要であると考えていますが、社会教育施設の補強改修等は、学校の事業計画とも照らし合わせながら検討したいと考えています。

6月定例会では、11名の議員が一般質問を行いました。

詳細については、9月上旬に本会議録が製本されますので、市のホームページ、市役所情報コーナー、または、図書館をご覧ください。

質問者 山田 晟彰

教育の重要性、現場の対応は？

重要性は認識しています

発展途上国は国を挙げて教育に取り組んでいます。国が栄えるか衰退するかは教育に懸かっていると言っても過言ではありません。地域を担う子どもたちに10年後、20年後を期待し、大竹市の教育、子どもたちの学力を考えなければなりません。教育現場の問題点について見解を伺います。

問 教職員の多忙化について

〔答〕 校長には、仕事の見直しと効率化や仕事の協働体制をつくり、負担を軽減するよう指導しています。

また、小学校低学年では30人学級を編成して、教職員の負担を軽減しています。学級編成のみならず、外部指導者の活用など多忙化の解消に向けて取り組みます。

問 保護者からの不当要求対応

〔答〕 できないことはできないと、はっきりお伝えし、できない理由や事情を理解していただくよう、粘り強く取り組みます。

問 教職員の遠距離通勤について

〔答〕 遠距離通勤によるストレスを感じることもあるでしょうが、学校での業務に支障をきたすほどのものではないと捉えています。県教育委員会へ人事異動等、教職員の遠距離通勤による負担がかららないよう、お願いをしています。

問 市内小学校のグラウンド芝生化について

〔答〕 学校現場や学校を支えていただいている地域の方の思いを、しっかりと受けとめて判断していくことになるのではないかと考えています。管理等の問題もありますので、内部で十分に協議して、芝によるグラウンド整備ができるよう努力したいと思っています。

問 教育サポート制度活用について

〔答〕 本市において、この制度は導入しておりませんが、類似した取り組みを行っています。今後も、教職員の業務の負担軽減を図るとともに、地域の方と、子どもたちが交わる機会をつくり、教育的効果を上げていきます。

質問者 田中 実穂

白石地区に投票所の設置を！

当面は現状の投票所数での選挙を考えています

〔問〕 高齢化の進展や交通事情から、白石地区投票所を設置していただきたい。高層の市営住宅もあり、有権者数も千三百人以上です。集会所もほぼ真ん中に位置し全員が歩いて投票できます。投票所が近いことは、投票率向上の最高の施策です。また、油見3丁目22、27番は目と鼻の先に投票所がありながら外の投票所に行っています。投票区域の見直しも必要と思います。さらに、栗谷地区での期日前投票所の設置は出来なんでしょうか？本庁までは遠すぎます。

〔答〕 投票所増設のための国の基準が「遠距離地区（投票所まで3km以上）の解消」と「過大投票区（概ね3千人を超える）の適正化」であることと、本市における選挙人の人口動向や財政状況等から、当面は現状の投票所数で実施したいと考えています。

投票区域の見直しについては柔軟に対応していきたいと考えています。期日前投票所の増設は制度上可能

ですが、適正な投票と選挙事務執行が可能かどうか、また、投票率の向上、有権者の利便性などを勘案し、今後検討したいと考えています。

学校施設に防災機能の整備を！

災害時応援協定等、小・中学校に長期の避難がある場合の対応を考えます

〔問〕 災害時には地域住民の避難場所として活用されると共に、情報の収集・発信などの役割を果たし、重要性が先の東日本大震災で認識されました。しかし、現在は備蓄倉庫等防災機能が整備されていません。避難所として指定の学校施設には防災機能の整備をすべきと思います。

〔答〕 災害時の備蓄品のうち資機材は、災害対策本部の支部となる地区公民館や集会所等に、食糧については、その多くを市役所の備蓄倉庫に保管し、必要があれば、その都度配送することになっています。このたびのような大きな災害で、多数の避難者が長期間小・中学校に避難することになれば、市の備蓄だけではまかないきれませんので、災害時の応援協定等により、他の自治体から支援いただくことを考えています。

質問者 乃美 晴一

今のままの防災体制で
大丈夫ですか？危機管理監を中心として自主
防災組織の育成・指導に全庁
的に取り組みます

問 本市の防災体制は地域防災計画を基本に成り立っています。地区防災計画では、水害・土砂災害などとは別に地震対策編が作成されておりですが、今回の東日本大震災を教訓に災害規模の想定が日本全国で見直されています。広島県も、県地域防災計画を見直すと発表しています。大竹市のような小さい規模の自治体だからこそ出来る防災体制の構築が必要です。その為にはまず、「逃げる」ということを最優先にした計画の立案が必要になります。最悪の災害が発生したことを想定して、避難に主眼を置き、どこに、どのように避難するのかシミュレーションする必要があります。災害の内容によって変わってきますが、住民の判断で行動できるようにしなければなりません。大変な労力と時間のかかる業務になりますので危機管理の専門的なセクションを充実させるべきだと思いますがお考えを伺います。

答 近年、本市においては人命にかかわるような災害は発生していませんが、今後、万一、岩国断層帯による巨大な地震が発生した場合には、多くの死傷者や建物の倒壊、ライフラインの大規模な被害等、これまでに経験のないような事態となる恐れがあります。

本市では、平成20年度から危機管理監という職を総務課に置き、防災、危機管理の専門職として特に自主防災組織の育成、指導に努めてきました。その結果、市民の皆さんの防災意識は確実に高くなってきており、地域の防災力は着実に上がっていると感じています。

防災は、「災害・危機に強いまちづくり」として第五次大竹市総合計画の中の重点取組施策の一つであり、万一の事態でも適切な行動がとれるよう、市民・地域を育てる施策が必要です。市としては自主防災組織を引き続き育成し、充実を図ることでこそが、防災・減災への着実な道りであると考えています。

今後、危機管理監を中心にして、かりと住民の皆さんに情報を伝え、指導し、住民の皆さん自らの防災力向上につなげていけるよう、取り組んでいきたいと考えています。

質問者 日域 究

北風と太陽の話を知っ
てますか判決を踏まえ道路を早期に完
成させることが行政の責務と
考えています

問 白石の都市計画道路地権者を市が訴える件について、市は当初の事業計画を最後まで押し通す意向でしょうか。少なくとも、最高裁で違法だと言われた以上、意地でも別案を出す度量はないものでしょうか。

地権者が訴えたのは事業認可の無効確認等ですが、その本心は「事業の正しい実施」です。なぜなら、個人の利害に直結する要素を含んでいる道路の線形などを陰で勝手に曲げれば、一般市民はとんでもない被害を受けるからです。都市計画決定は、都市計画審議会などの公の場で決まり、みんなに縦覧し周知させたものです。その線には建築規制もあり、市民は都市計画図面でその線を見ながら建物を建て土地利用を考えます。

ところが市は過去、その計画図面を紛失したと言っては勝手に変形させていた可能性まであります。その実例が南栄下白石線ですが、この件でも、地権者が市との個別交渉で妥協していれば、闇の中でした。

市内には他にも奇妙な道路があります。市民に北風を吹き付けるだけの行政で良いのでしょうか。

答 本件に係る事業認可処分の無効等の訴訟は、広島県の勝訴で平成11年4月に最高裁の判決があり、その結論に従うのが法治国家での行政の務めだと考えます。また、判決の既判力は本文のみに及ぶため、違法という認識は持っていません。

本件は、当時の行政の事務手続き上のミスに端を発し、相手の方に大きな迷惑をかけ、裁判という事態にまで至ってしまった、大変遺憾に思っています。過去のことを反省し、今後ミスを起こさない努力をすることが、今できることだと考えています。

本来であれば、三十数年前にこの都市計画道路が完成し、日常生活の利便性が高まることで、地域の発展につながる可能性がありました。市民の皆様、相手の方に対して、申し訳ないという気持ちです。

最高裁の判決を踏まえ、都市計画道路を早期に完成させることが、行政を預かるものとしての責務ではないかと考えています。

訴えの提起は、これまで何十年も解決できなかったことについて、司法の場に委ねることで、新たな一歩を踏み出そうとする市の決意です。

質問者 山崎 年一

ボーナス加算廃止請求
について問う

若い人たちが積極的に議員に
なれる環境を整えることも議
会改革の一つだと考えます

問 5月25日入山市長に、
4,039人の署名を添えて条例改
正の直接請求がされました。直接請
求署名が、法定数を8倍も上回った
ことは、市民の改革への要望が大き
いことを示しています。民意をどう
受け止めていますか。民意を反映し
加算をやめるのか、民意を無視し、
加算を続けるのか、既得権益を守り
住民無視、改革無視の行政と議会が
問われていきます。市長の姿勢を問
います。

答 直接請求がされたことについて
は、真摯に受けとめています。議員の
期末手当の加算措置について、議員が
高い見識を持ち、市民から尊敬されて
政治活動をする上で、その費用を十分
賄えるだけの報酬を受けることは大切
なことだと考えています。将来の大竹
市を真剣に考える若い人たちが、積極
的に議員となり、市の発展に尽力でき
るような環境を整えることも、議会改
革の大きな一つであると考えていま
す。

岩国基地艦載機夜間離
着陸訓練について問う

本市から改めて要請文等を提
出することは考えていません

問 岩国基地が、平成23年6月6日
から9日の間、夜間離着陸訓練予備
施設として指定されました。通告を
受けた広島県、山口県、広島市、廿
日市市、和木町、岩国市など関係自
治体はすべて抗議しています。大竹
市も周辺の自治体と足並みをそろえ
「岩国基地を指定しない、岩国基地
で夜間離着陸訓練を行わない」よう
申し入れるべきと考えますが、市長
の見解を問います。

答 基地の周辺のまちとして、夜
間着陸訓練が実施されることのない
ように願っているのは当然です。岩
国飛行場がこの訓練の予備施設に指
定されたことについては、すでに地
元である山口県基地関係市町連絡
協議会や広島県が要望書を送ってお
り、また、国においても訓練のたび
に、可能な限り代替施設で実施しな
いよう申し入れをしており、アメリ
カ合衆国側としてもその認識である
ことから、本市から改めて要請文等
を提出することは考えていません。

質問者 細川 雅子

本市の防災計画について問う

今後、防災計画の見直しをします

問 住宅の耐震化
地震による死者は家屋の倒壊が一
番です。本市は調査で、一般住宅の
耐震性が特に低いとの結果がでてい
ます。現状と今後の方向性は？

答 防災計画では、平成21年現在の
住宅の耐震化率は、50・4%です。
このため、耐震改修促進計画によ
り、住宅の耐震化を進めています。

問 正しい情報は伝わりますか
旅行者、外国人、外出中の聴覚障
害者の皆さんへの情報の伝達方法、
避難場所の案内などだれにでも分か
るようになっていきますか？

答 防災行政無線を活用して避難
勧告などをお知らせしています。ま
た、外出中の聴覚障害者の方には県
の防災メールでの対応を考えていま
す。

問 地域の助け合い
自主防災組織結成の現状と課題に

についてお尋ねします。

答 自主防災組織は27組織40自治会
で組織化されていますが、伸びが鈍
化してきています。未設置の自治会
には説明をし、自主防災組織の設立
に取り組めます。

問 避難収容施設の整備
避難収容施設の中には、耐震性に
明らかに問題がある施設もありま
す。対策は？また、高齢者や障害者
への配慮はできていますか？

答 避難収容施設の見直しについて
は、これから整理をします。また、
現在のところ避難収容施設での支援
をする具体的な体制がありませんの
で、社会福祉協議会と連携して体制
をコーディネートしていきます。

問 人的資源の確保は？
災害時に特に求められる人材や、
手話・要約筆記、ガイドヘルパー、
通訳などボランティアの把握と育成
の状況は？

答 手話・要約筆記等のボランティ
アを6グループ把握しており、災害
時には、協力をお願いすることにな
ろうと思います。また、手話・要約
筆記等の奉仕員の育成事業を市で取
り組んでいます。

質問者 上野 克己

各地域ごとのまちづくりの基本構想について

地域にどのような機能を求めるかという考え方は重要です

問 第五次総合計画（平成23年から平成32年までの10年間にわたるまちづくりを行ううえでの最上位に位置付けられる計画で、まちづくりの目標とその実現に向けた方策を示すもの）が4月よりスタートしました。今後のまちづくりの将来像である「住みたい、住んでよかった」と感じるまちの実現を目指すに当たって、人口減に歯止めをかける定住促進プランを早期に実践し、雇用の創出が計れる土地活用が必要です。そのためには、各地域ごとの明確なコンセプト（概念）を持ち、まちづくりを進めなければならないと考えます。統一的な方向性を持ち、スピードアップして取り組まなければなりません。お考えを伺います。

答 地域特性を語る時、皆様には昭和の合併前のまちの姿を基本として考える風潮が、いまだに根強く残っていると感じることがあります。今回、わがまちプランでは、広島県の100分の1、わずか80キロ平米にも満たない面積の大竹市は1つであ

るという気持ちを醸成しようと、前期基本計画の「良好な市域の整備」で、大竹・小方・玖波地域の特性に応じた整備をしながらも、相互の連携が発揮できる市域の整備を進めるとしています。

「あの地域にあるのだから、うちの地域にも」というのではなく、大竹を1つとして見た場合、地域の資源を大切にし、地域にどのような機能を求めるのかという考え方は重要になってくると思います。

本市では、市内各所で地区懇談会を開催し、地域の課題を行政と市民が一緒に考え、解決していく仕組みがあります。いまだ、まちづくりのことを一緒に考える段階までは到達できていない実態があります。

わがまちプランには、市民と行政の役割を意識して、みんなでの役割をつくる協働のまちづくりが基本理念として掲げられています。

地域別構想は、市民が主人公です。旧態依然で、行政が絵を描くのではなく、魅力ある地域の形成に当たり、地域をよくしたいと思われる市民の方からの提案や思いを積極的に受ける場として、地区懇談会の場をうまく利用できないかと考えています。

質問者 北林 隆

市営住宅で定住促進は図れませんか

定住促進施策の検討項目の一つと考えています

問 大竹市住宅ストック総合活用計画の基本方針では、公営住宅の管理戸数は現在よりも削減する方針とある。建替え対象となっている黒川及び御園団地の整備にあわせ、人口増加戦略として子育て支援住宅の整備はできませんか。また、子育て世帯に限って、一般住宅入居者に対し、家賃を一部補助することは、働く世代の定住促進が推進できませんか。

答 定住促進のための子育て世帯を対象とした市営住宅の整備については、他市町でも実績があり、今後の検討項目の1つだと考えております。

また、子育て世帯全体に対して、民間の賃貸住宅の家賃との差額を補助することにつきましても、子育て世代をターゲットとしている大竹市定住促進アクションプランのねらいと合致しています。本年度は、定住促進アクションプランの中間検証を実施する予定であり、優先順位を決めて効果的に事業を実施してまいりたいと考えております。

大竹市文化振興事業団はどうなるの

今年度中に方向性を決めたい

問 公益法人制度改革関連三法が成立し平成25年11月末までに、一般財団法人、公益財団法人へ移行するか、解散など決めなければなりません。総合市民会館や地区公民館などに施設の運営と文化・スポーツなどに関する社会教育・生涯学習事業の運営など、その選択によっては本市と事業団にどのような影響を与えるか、その課題と対応を伺います。第五次大竹市総合計画は、人づくりに主眼を置いた指針です。まさに事業団や事業団職員に求められる仕事です。事業団の方向性について伺います。

答 公益財団法人に移行する場合、自立した運営体制を整備する必要があります。一般財団法人では、税制の優遇措置を受けることができません。また、解散する場合は、今後の社会教育事業の展開方法、事業団の職員の処遇が大きな問題となります。事業団の方向性については、いずれを選択してもそれぞれに解決すべき課題がありますが、本市の社会教育事業の展開方法等を検討した上で、今年度中に結論を出したいと思えます。

質問者 原田 博

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みについて

今後も従来通り地域の実情に応じた事業の取り組みを考えたいきます

問 平成20年9月定例会で採択された頭書の取り組みは、福祉、医療、保健など広範囲にわたっています。この行動精神に沿った事業を推進する、充実していくことは必要です。

特に、先に策定されました第五次大竹市総合計画の前期計画の雇用対策の促進・勤労者福祉の充実からも、今後の行政の強い取り組み姿勢を感じます。ついては、今後の対応について問います。

答 平成19年12月に策定されたワーク・ライフ・バランス憲章では、仕事と生活の調和の必要性や関係団体の果たすべき役割等が示されています。本市としては、保育サービス、学童保育、介護保険等の分野において、憲章が示す地域の実情に応じた様々な事業を展開しています。今後も、平成22年6月に採択された、ワーク・ライフ・バランス新合意等に基づき、長期的な視点に立ち、取り組んでいきたいと考えています。

東日本大震災の復旧・復興に伴う今後の行財政運営・まちづくりについて

国の動きを注視しながら、安定した行財政運営に取り組みます

問 東日本大震災の復旧・復興には多大な復興資金が必要です。そのことは、国の現行制度の中での補助金の活用など財源措置がついたもの、明確なものから、事業を起こしていく、財政健全化や継続的なまちの発展につなげていくことを柱にした本市の財政運営・まちづくりに、影響があるものと認識をしています。ついては、現時点での行財政運営・まちづくりについて問います。

答 東日本大震災の復旧・復興には多大な資金が必要で、地方行財政への影響も必至であると考えています。

今後予定している小方小学校、小方中学校の移転改築事業などについて、国の補助金を大きく削減するとうような通知はまだありません。

市は、財源の確保がなければ事業を執行しない方針であり、国からの補助金など財源確保が難しい場合には、単市事業も含め、全ての事業の実施順位や事業工程の変更などを検討する必要があると考えています。

議会 目 録

5月16日	生活環境委員会
5月18日	まちづくり対策特別委員会
〃	議会改革等研究会
5月23日	広島県市議会議長会定例会
5月25日	議会運営委員会
〃	生活環境委員協議会
〃	議会だより編集委員会
5月26日	中国議長会定期総会
5月27日	（出雲市）
5月27日	石油基地防災対策都市議会協議会総会（東京都）
6月1日	本会議
6月2日	本会議・議員全員協議会
6月3日	生活環境委員会
6月6日	本会議・総務文教委員会
6月7日	生活環境委員協議会
6月9日	岩国大竹道路対策特別委員会
〃	安心安全対策特別委員会
〃	まちづくり対策特別委員会
〃	生活環境委員会
〃	議員全員協議会
6月13日	本会議・各派代表者会議
6月15日	議会だより編集委員会
〃	全国市議会議長会
6月27日	（東京都）
7月5日	議会だより編集委員会
7月5日	議会だより編集委員会

議会 来 訪

5月10日	千葉県八街市
◇	行財政システム改善大綱・実施計画について
5月11日	佐賀県佐賀市
◇	幹線バスとフィーダー交通の取組について
5月19日	兵庫県稲美町
◇	定住促進アクションプランについて
5月30日	京都府長岡京市
◇	クリプト等の耐塩素性病原生物に対する取組について
7月6日	香川県観音寺市
◇	議会改革（ダイバート等）と議会運営全般について
7月8日	愛知県小牧市
◇	大竹小学校改築事業について
7月13日	岐阜県本巣市
◇	議員同士のダイバートについて



香川県観音寺市来庁

まちのできごと



ここにこルーム玖波

ケーブルテレビで議会中継を

ケーブルテレビで本会議の様々を見ることができます。詳しくは

ふれあいチャンネル大竹支局まで。

TEL 0120-026-201

(受付時間 9時20分～18時)



『栄町を明るくする会』によるカーブミラー清掃



あしがき

ヤマトノオロチ伝説、じつわ(実話)?

秋祭り、神楽のフィナーレを飾る大蛇退治。迫力ある舞で正義感にあふれ、姫を救出し妻に迎えるめでたしめでたしの神話ですが、じつわ? 物語は少々横道に反れます。

姫の名前は稲田姫、爺の名前はテナヅチ、婆の名前はアシナヅチ、それは手や足がないということの意味する、すなわち蛇である。古来南方から稲作とともに日本に渡来した民族、同じ蛇族のヤマト族と円満な結

婚を進めていました。

其処へアマテラスオオミカミ(天照大神)の弟神、暴れん坊のスサノオノミコト(須佐之男命)が、大陸を追われ大和の国日本に降り立ち、放浪中この場面に遭遇しました。

平穏な婚儀祝宴の最中、スサノオは武力で稲田姫を略奪し妻としたのです。

しかし過酷な状態の夫婦生活は長続きしなかったと私は思います。そうです2人は離婚しました。その証拠は出雲にある須佐神社と稲田神社が、はるか40kmも離れた場所に祭られています。出雲神話も奥が深いですね。あなたならどう推理しますか。

議会だより 編集委員

日域 究
細川 雅子
乃美 晴一
児玉 朋也
山田 晟彰
山崎 年一

市議会だよりは市ホームページにも掲載しています。